

(第一類 第二号)

第二十八回国会  
衆議院

内閣委員会議録 第八号

(一八八)

昭和三十三年三月四日(火曜日)  
午前十時五十一分開議

出席委員  
委員長 福永 健司君  
理事相川 勝六君 理事高橋  
理事保科善四郎君 理事石橋  
理事受田 新吉君  
大村 清一君 北 哉吉君  
小金 義照君 中川 俊思君  
辻 政信君 栗山 博君  
眞崎 勝次君 山本 乗吉君  
淡谷 悠藏君 木原津與志君  
西村 力弥君 隆一君  
出席政府委員  
内閣官房副長官 田中 龍夫君  
事務局長官 武岡 嵐一君  
総理府秘書官 今松 治郎君  
行政管理局長官 岡部 史郎君  
防衛政務次官 小山 長規君  
外務政務次官 松本 龍藏君  
外務事務官 田付 景一君  
外務事務官 移住局長 内田 藤雄君  
大蔵政務次官 坊 秀男君  
委員外の出席者  
専門員 安倍 三郎君

三月一日  
一般職の職員の給与に関する法律の  
一部を改正する法律案(内閣提出第  
一〇九号)

二月二十八日  
建国記念日制定に関する請願(足立  
篤郎君紹介)(第一一六九号)  
同(池田清志君紹介)(第一一二一號)  
二号)  
同(菅野和太郎君紹介)(第一一二〇五号)  
同(床次徳二君紹介)(第一一二〇七号)  
同(淺香忠雄君紹介)(第一一二五七号)  
同(大村清一君紹介)(第一一二三〇一号)  
同(松澤雄藏君紹介)(第一一二五一号)  
同(志賀健次郎君紹介)(第一一二九七  
号)  
建設省鳴子ダム工事事務所臨時職員  
の身分保障に関する請願(保科善四  
郎君紹介)(第一一二〇一號)  
同(松澤雄藏君紹介)(第一一二五二号)  
建設省湯沢工事事務所臨時職員の身  
分保障に関する請願(保科善四郎君  
紹介)(第一一二〇二号)  
建設省鳴子ダム工事事務所臨時職員  
の身分保障に関する請願(保科善四郎君  
紹介)(第一一二〇二号)  
建設省湯沢工事事務所臨時職員の身  
分保障に関する請願(保科善四郎君  
紹介)(第一一二五三号)  
建設省最上川水系砂防工事事務所臨  
時職員の身分保障に関する請願(保  
科善四郎君紹介)(第一一二〇三号)  
同(松澤雄藏君紹介)(第一一二五五号)  
建設省山形工事事務所臨時職員の身  
分保障に関する請願(保科善四郎君  
紹介)(第一一二〇四号)  
建設省山形工事事務所臨時職員の身  
分保障に関する請願(井谷正吉君紹介)  
等君

林都君紹介)(第一一二〇八号)  
建設省定員外職員の身分保障等に關  
する請願(井谷正吉君紹介)(第一一二  
二五号)  
旧軍人関係恩給の加算制復元に關す  
る請願(池田清志君紹介)(第一一二四  
号)  
同(菅野和太郎君紹介)(第一一二四三  
号)  
傷病恩給増額等に關する請願(永山  
忠則君紹介)(第一一二四三号)  
復員業務等に從事した旧軍人の恩給  
不均衡是正に關する請願(永山忠則  
君紹介)(第一一二四四号)  
文官恩給改善に關する請願(保科善  
四郎君紹介)(第一一二五八号)  
同(保科善四郎君紹介)(第一一二三〇二  
号)  
建設省鐵道ダム工事事務所臨時職員  
の身分保障に関する請願(志賀健次  
郎君紹介)(第一一二九二号)  
建設省秋田工事事務所臨時職員の身  
分保障に関する請願(志賀健次郎君  
紹介)(第一一二九三号)  
岩手県下の寒地手当引上げに関する  
請願(北山愛郎君紹介)(第一一七  
〇号)  
防府空港設定に関する請願(受田新  
吉君紹介)(第一一八五号)  
同(佐藤榮作君紹介)(第一一二八五号)  
建設省磐城国道工事事務所臨時職員  
の身分保障に関する請願(保科善四  
郎君紹介)(第一一九九号)  
同(松澤雄藏君紹介)(第一一二四九号)  
建設省大倉ダム工事事務所臨時職員  
の身分保障に関する請願(保科善四  
郎君紹介)(第一一二九九号)  
建設省皆瀬ダム調査事務所臨時職員  
の身分保障に関する請願(保科善四郎君  
紹介)(第一一二九〇号)  
外務省設置法の一部を改正する法律  
案(内閣提出第七四号)  
在外公館の名称及び位置を定める法  
律等の一部を改正する法律案(内閣  
提出第七五号)

君紹介)(第一一二九三号)  
同(保科善四郎君紹介)(第一一二九四  
号)  
同(松澤雄藏君紹介)(第一一二九五号)  
建設省石淵ダム管理所臨時職員の身  
分保障に関する請願(志賀健次郎君  
紹介)(第一一二九六号)  
戰没者遺族の公務扶助料増額等に關  
する請願外七件(田中伊三次君紹介)  
(第一一二九〇号)  
建設省米代川工事事務所臨時職員の  
身分保障に関する請願(保科善四郎  
君紹介)(第一一二九五号)  
同(川保清音君紹介)(第一一二四六号)  
同(松澤雄藏君紹介)(第一一二四七号)  
建設省岩手工事事務所臨時職員の身  
分保障に関する請願(保科善四郎君  
紹介)(第一一二九六号)  
同(志賀健次郎君紹介)(第一一二九九  
号)  
建設省南部国道工事事務所臨時職員  
の身分保障に関する請願(志賀健次  
郎君紹介)(第一一二九七号)  
同(松澤雄藏君紹介)(第一一二九八号)  
建設省酒田工事事務所臨時職員の身  
分保障に関する請願(保科善四郎君  
紹介)(第一一二九九号)  
同(松澤雄藏君紹介)(第一一二九八号)  
増加周給における内科的疾患の項症  
引上げに関する陳情書(横浜市議會議長津  
村峯男)(第五五〇号)  
增加周給における内科的疾患の項症  
引上げに関する陳情書(横浜市議會議長津  
村峯男)(第五五〇号)  
增加周給における内科的疾患の項症  
引上げに関する陳情書(横浜市議會議長津  
村峯男)(第五五〇号)  
增加周給における内科的疾患の項症  
引上げに関する陳情書(横浜市議會議長津  
村峯男)(第五五〇号)  
戦没者遺族の公務扶助料増額等に關  
する陳情書外一件(魚津市議會議長  
長田喜三右衛門外一名)(第五五六  
号)を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
外務省設置法の一部を改正する法律  
案(内閣提出第七四号)  
在外公館の名称及び位置を定める法  
律等の一部を改正する法律案(内閣  
提出第七五号)  
建設省福島工事事務所臨時職員の身  
分保障に関する請願(高木松吉  
君紹介)(第一一二九四号)

案（内閣提出第七十九号） 恩給法等の一部を改正する法律案

（内閣提出第九四号） 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇九号） 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一一〇号） 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一二二号）

○福永委員長 これより会議を開きます。防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一二二号）

○福永委員長 これより会議を開きます。防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題とし、政府に提案理由の説明を求める。小山防衛政務次官。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

法律第二百六十六号）の一部を次のよう

に改め、同条第一項中「事務官等」に改め、同条第一項中「事務官等には通勤手当」に改め、同条第二項中「第十六条から」を「第十二条及び第十九条の二第一項中」に改める。

第一項中「同法第十九条の二第一項中」を「同法第十二条及び第十九条の二第一項中」に改める。第十六条第三項中「百分の六十」から「百分の六・六・五」に改める。

を「百分の六・六・五」に改める。

当」を「扶養手当及び通勤手当」に、「扶養手当」を「扶養手当、通勤手当」に改め、「航空手当」の下に「（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当及び落下さん隊員手当について同じ。）」を加える。

附 則 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五百五十五号）の一部を次のよう改正する。  
附則第十九項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び勤務手当」と改める。

暫定手当」と、「特殊勤務手当」を「及び通勤手当」とあるのは、「通勤手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当」に改める。

理由 防衛庁職員に対し、一般職に属する国家公務員の例に準して通勤手当等を支給することとともに、航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の額の俸給額に対する割合の最高限度を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、今般人事院の勧告の趣旨にかんがみ、一般職の国家公務員に新たに通勤手当を支給するため、一般職の通勤手当に改め、「航空手当」の下に「（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当及び落下さん隊員手当について同じ。）」を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。たゞ、航空手当等の額の俸給額に対する割合の最高限度を改める等必要な措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

2 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五百五十五号）の一部を次のよう改正する。  
附則第十九項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び勤務手当」とあるのは、「扶養手当及び勤務手当」に改める。

暫定手当」と、「特殊勤務手当」を「及び通勤手当」とあるのは、「通勤手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当」に改める。

理由 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のよう改正する。  
第十四条の見出しを「（通勤手当等）に改め、同条第一項中「事務官等には」を「事務官等及び自衛官には通勤手当を支給し、事務官等には通勤手当」に改め、同条第二項中「第十六条から」を「第十二条及び第十九条の二第一項中」に改める。

○小山（長）政府委員 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提

理由の説明を求めます。今松総務長官。

○福永委員長 次に恩給法等の一部を

恩給法等の一部を改正する法律案（恩給法の一部改正） 第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「一割五分」を「二割」に、「二割」を「三割」に、「二割五分」を「四割」に、「三割」を「五割」に改める。  
第五十八条ノ五中「第六十五条第二項」の下に「乃至第六項」を加える。

第六十五条第一項中「退職當時ノ俸給年額及」及び「たゞ書を削り、同前項ノ規定ニ拘ラズ増加恩給ヲ受クル者ノ退職後出生シタル未

成年ノ子ニシテ出生當時ヨリ引続キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又は之ト生計ヲ共ニスルモノアルトキハ同項ノ未成年ノ子ト合シテ四人ヲ超エザル員数ヲ限リ之ヲ扶養家族トス

前項ノ未成年ノ子ニ付テハ第二項ノ金額ハ二千四百円トス但シ其ノ中一人ニ付テハ第三項ノ未成年ノ子ナキトキニ限リ第二項ノ金額ニ依ル

第一項ノ場合ニ於テ増加恩給ヲ受クル者ノ不具廻疾ノ程度特別項症乃至第二項症ニ該当スルトキハ二万四千円ヲ増加恩給ノ年額ニ加給ス第六十五条ノ二第一項中「退職當時ノ俸給年額及」を削り、同項症乃至第二項症ニ該当スルトキハ二万四千円ヲ増加恩給ノ年額ニ加給ス第六十五条第一項中「退職當時ノ俸給年額及」を削り、同項第二項を削る。

第六十五条ノ二第一項中「退職當時ノ俸給年額及」を削り、同項第二項を削る。別表第二号表及び第三号表を次のように改める。

### 第二号表

不具廻疾ノ程度	金額
特 别 項 症	第一項症ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタル金額
第一 項 症	一七一、〇〇〇円
第二 項 症	一三九、〇〇〇円
第三 項 症	一一一、〇〇〇円
第四 項 症	七七、〇〇〇円
第五 項 症	四三、〇〇〇円
第六 項 症	三三、〇〇〇円

### 第三号表

傷病ノ程度	金額
第一款症	一六〇、〇〇〇円

## 第二 款 症

### 第三 款 症

一一二〇〇〇円

九六、〇〇〇円

八〇、〇〇〇円

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「第六十五条ノ二(第三項を除く。)」を「第六十五条ノ二第一項」に改める。

附則第十四条第三号中「百五十分の三・五」を「百五十分の二・五」を「百五十分の二・五」とするに改める。

附則第十六条第二項中「退職当時の俸給年額及び」を削る。

附則第十八条第一項中「この法律施行の日」の下に「(この法律施行の日)」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第十六条第二項中「退職当時の俸給年額及び」を削る。



第二条中法律第百五十五号附則第五条	別表第五に係る部分並びに附則別表第二
第一項、附則第十六條第二項、附則第二十二項	附則第十一条に規定する扶助料に係る部分並びに附則別表第二
及び第五の改正規定	附則第十一条及び附則第十二条
附則第十一条及び附則第十二条	四年七月一日
三 第二条中法律第百五十五号附則第二十一条及び附則第三十条	昭和三十一年七月一日
四 条の三の改正規定	昭和三十一年七月一日
四条の三及び附則第十一条及び附則第三十条	昭和三十一年七月一日
四条(臨時恩給等調査会設置法の廃止)	昭和三十一年七月一日
第二条(臨時恩給等調査会設置法)(昭和三十二年法律第二百二号)は、廃止する。	昭和三十一年七月一日
(給理府設置法の一一部改正)	昭和三十一年七月一日
第三条(給理府設置法)(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一一部を次のように改正する。	昭和三十一年七月一日
第十五条第一項の表中臨時恩給等調査会の項を削る。	昭和三十一年七月一日
(文官等の恩給年額の改定)	昭和三十一年七月一日
第四条(昭和二十八年十二月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員(法律第二百五十五号附則第十一条に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)又は公務員に准ずる者(法律第二百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。)に給する普通恩給については、昭和三十五年七月分以後、これらの者の遺族に給する扶助料のうち、恩給法第七十一条第一項第一号に規定する扶助	昭和三十一年七月一日

料(以下「普通扶助料」という。)については同月分以後、その他の扶助料については昭和三十三年十月分以後、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、その年額の計算の基礎となるいる俸給年額が四十一万四千円をこえる普通恩給及び扶助料(以下「年金恩給」という。)については、その限りでない。

第一号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の年金恩給については、その年額の計算の基礎となつていてる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡の時給年額とみなして算出として得た年額を改定する。

第十五条第一項の表中臨時恩給等調査会の項を削る。

(文官等の恩給年額の改定)

第四条(昭和二十八年十二月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員(法律第二百五十五号附則第十一条に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)又は公務員に准ずる者(法律第二百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。)に給する普通恩給については昭和三十五年七月分以後、これらの者の遺族に給する扶助料のうち、恩給法第七十一条(法律第二百五十七号)と以下の「法律第二百五十七号」という。第一項第一号に掲げるも又は特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十七号。以下「法律第二百五十七号」という。)前項第一号に掲げるも又は特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十七年五月三十一日以後に退職し、若しくは死したもの若しくはその遺族に給する年金恩給については、その年額の計算の基礎となつていてる俸給年額を退職又は死亡の時給年額とみなして算出として得た年額を改定する。

2 前項各号に掲げる年額を算出す場合においては、法律第二百五十五号附則第十八条第二項又は同法附則第三十一条の規定による普通恩給については改定後のこれらの一の規定を適用し、同法附則第二十三条の普通恩給については改定後の同法附則第三十一条の規定を準用し、扶助料については恩給法第七十五条の規定を適用して算出するものとする。ただし、その年額の計算の基礎となつていてる俸給年額に対する附則別表第二の仮定俸給五百二十号の規定による俸給を受けた者で昭和二十七年十一月一日以後に退職し、若しくは死したもの若しくはその遺族に給する年金恩給については、その年額の計算の基礎となつていてる俸給年額を退職又は死亡の時給年額とみなして算出として得た年額を改定する。

3 第一条の規定により、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた法律第二百五十五号によるものとする。

2 前項の規定により年額を改定された普通恩給及び普通扶助料は、昭和三十一年六月分まで、改定年額とみなして算出して得た年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

3 第一条の規定により年額が改定前の年額に達しないときは、改定前年の年額をもつて改定年額とする。

第五条 前条の規定により、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた法律第二百五十五号によるものと/or/る。

2 前項の規定により年額を改定された普通恩給及び普通扶助料は、昭和三十一年六月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

3 改正後の恩給法第六十五条第六項の規定による加給は昭和三十三年十月分から、改定後の同条第四項及び第五項(法律第二百五十五号附則第二十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による加給は昭和三十四年一月分から行なわれる。

酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十七年十一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する年金恩給及び扶助料(以下「年金恩給」という。)については、その限りでない。

酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十七年十一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する年金恩給及び扶助料(以下「年金恩給」という。)については、その限りでない。

改定前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料で、その年額の計算の基礎となつていてる俸給年額が七万九千八百円未満のものの年額を改定する場合においては、当該俸給年額は、七万九千八百円とみなす。

改定前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料で、その年額の計算の基礎となつていてる俸給年額が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十歳に満ちる月をもつて、その二人が六十歳に満ちる月とみなす。

改定前の恩給法第六十五条の改定規定により年額を改定された普通扶助料以外の扶助料は、昭和三十五年六月分まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

改定前の恩給法第六十五条第六項の規定により年額を改定された普通扶助料は、昭和三十三年十月分以後、その年額(同法第六十五条第二項の規定による加給年額を除く。)を、改定後の同法別表第一号による年額を改定前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、同日以後も、なお従前の例による。

第十一条 第二条中法律第百五十五号附則第二十二条第一項中同法附則別表第四に係る部分の改正規定の施行の際現に第七項症の増加恩給を受けている者については、昭和三十三年十月分以降、その年額（同法による改正前の恩給法第六十五条第二項の規定の例による加給額を除く）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第四の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 昭和三十三年十月一日前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年九月分までの年額の計算については、同日以後も、なお従前の例による。第十二条 第二条中法律第百五十五号附則第二十二条第一項中同法附則別表第五に係る部分の改正規定の施行の際現に傷病年金を受けている者については、昭和三十四年七月分以後、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額が従前の年額に達しない者についても、同日以後も、なお従前の例によれば、この改定を行わない。

昭和三十四年七月一日前に給与事由の生じた傷病年金の同年六月分までの年額の計算については、同日以後も、なお従前の例によれば、この改定を行わない。

よる。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十三条 旧軍人若しくは旧漁軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は普通扶助料を受ける者については、昭和三十五年七月分以後、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸額とみなして、改正後の同法附則第十四条の規定を適用して算出して得た年額改定する。ただし、その年額の計算の基礎となつていては、仮定俸額が四十三万八百円以上の普通恩給又は普通扶助料を受ける者については、この限りでない。

2 旧軍人又は旧漁軍人の遺族として恩給法第七十五条第一項第二号又は第三号に規定する扶助料を受ける者については、昭和三十三年十月分以後、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第一項中同法附則別表第五の規定による恩給の改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 附則第四条第三項及び附則第七条(職權改定)

第十六条 昭和二十八年十二月三十日以前に退職し、若しくは死亡した公務員若しくは準公務員又はこれらの者の遺族が昭和三十三年十月一日以後に新たに普通恩給又は扶助料を給さることとなる場合においては、その普通恩給又は扶助料を受ける者は、同年八月三十日にその給与事由が生じていたとしたならば受けるべきであつた普通恩給又は扶助料を受けていたものとみなし、附則第四条、附則第六条から第八条まで及び附則第十三条の規定を適用するものとする。

附則第四条第三項及び附則第七条の規定は前二項の規定による恩給の改定の場合に、附則第六条の規定は第一項の規定による恩給の改定の場合に、附則第八条及び前条を除く)の規定による恩給年額の改定は前項の規定による恩給の改定の場合に準用する。

第十七条 この法律の附則(附則第十四条及び前条を除く)の規定による恩給年額の改定は、裁定府が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十八条 改正後の法律第百五十五号附則第二十四条の四又はこの法

の規定により恩給年額を改定する場合において、これらの

第十五条 第四条の規定の施行の際に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により扶助料を受けている者について

現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により扶助料を受けている者についての規定による改定年額と又は、昭和三十三年十月分以後、その年額を、改正後の同法第三条第二項の規定により計算して得た年額に改定する。この場合においては、附則第四条第三項、附則第七条、附則第八条及び附則第十三条第一項ただし書の規定を準用す

(みなしして改定する場合)

(普通恩給及び普通扶助料の年額の計算の特例)

第十九条 昭和三十三年十月一日から昭和三十五年六月三十日までの間は、附則第六条(附則第十三条第三項で準用する場合を含む)の規定により年額を改定される普通恩給及び普通扶助料を除きその他の普通恩給及び普通扶助料の年額の計算については、改正後の法律第百五十五号附則第十四条第三号、同法附則第十八条第二項又は同法附則第三十三条の規定にかかるわらず、改正前のこれらの規定の例による。

(多額所得による恩給停止)

第二十条 昭和三十三年十月一日前に給与事由の生じた普通恩給については、改正後の恩給法第五十八条第一項の規定にかかるわらず、改正前の同項の規定の例による。

(改正後の法律第百五十五号附則第三十条の適用)

第二十一条 改正後の法律第百五十五号附則第三十条の規定は、この法律の公布の日前に未帰還公務員の死亡が判明した場合にも、適用する。

(昭和二十年九月二日前に国外で死亡した公務員に係る扶助料の

調整)

第二十二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十号)第二条に規定する未帰還者である法律第百五十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員でない公務員の死亡がこの法律の公布の日以後に判明した場合においては、当該公務員に関し、昭和二十二年七月分以後(旧軍人、旧漁軍人及び法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧軍属)に於ては、昭和二十八年四月分以後(その死亡が判明した日の属する月までの分として支給された未復員者給与法(昭和二十二年法律第百八十二号)並びに旧官吏俸給令(昭和二十一年勅令第百九十二号)、旧政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)及び一般職の職員の法律第九十五号)の規定による俸給及び扶養手当(他の法令による給与に相当する給与を含む)並びに未帰還者留守家族等援護法の規定による留守家族手当及び特別手当の額は、当該公務員に關しそれが判明した日までに給与されるべきであつた扶助料の内払とみなす。

基盤となつていい仮定俸給年額

恩給年額計算の  
基盤となつていい仮定俸給年額

附別表第一

恩給年額計算の 基盤となつていい仮定俸給年額	六、四〇
六、四〇	六、四〇
六、四〇	六、四〇
六、四〇	六、四〇



案を議題とし、政府に提案理由の説明を求めます。今松総務長官。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律一部を改正する法律

(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「扶養手当」の下に「通勤手当」を加える。

第十二条を次のように改める。

(通勤手当)

第十二条 通勤手当は、左に掲げる

職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という)を利用し、且つ、その運賃又は料金(以下「運賃等」という)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとロメートル未満であるものを除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通工具で人事院規則で定めるもの(以下「自転車等」という)を使用することを常例とする職員(前号の規定に該当する職員及び自転車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロ未満である職員を除く。)

### 3

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第三百四条第二項中「扶養手当」の下に「通勤手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

人事院の国会及び内閣に対する昭

理 由

2 前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額から百円を控除した額とする。但し、その額が六百円をこえるときは六百円とし、通勤のため交通機関等を利用して外、あわせて自転車等を使用することを常例とする職員について、その額が百円に満たないときは百円とする。

3 第一項第二号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額は、百円とする。

4 前三項に規定するものの外、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第六十七条号)の一部を次のように改正する。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第二百四条第二項中「扶養手当」の下に「通勤手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第十三条第一項中「扶養手当」の下に「通勤手当」を加える。

案を議題とし、政府に提案理由の説明を求めます。今松総務長官。

和三十二年七月十六日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員に新たに通勤手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○今松政府委員 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、昨年七月十六日付の人事院勧告に基き、一般職の国家公務員に対し、新たに通勤手当を支給しようとします。

すなわち、通勤手当は、有料交通機関または自転車等を利用して片道二キロメートル以上の距離を通勤する職員に対して支給することとし、その支給額は、有料交通機関等により通勤する者に対しては、月額六百円を限度として、一ヶ月の通勤費に相当する額からたしました。

この法律案は、以上の趣旨に基きまして、一般職の職員の給与に関する法律及び関係法律の改正を行い、本年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

務次官。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。第七条の三 秘書官の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

第九条中「三千円」を「四千二百円」に改める。

第十一条第十九号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 科学技術会議の常勤の議員

第三条第三項を同条第四項とし、

第二条中「秘書官にあつては、俸給」を「秘書官にあつては、俸給、通勤手当」に改める。

十九条の四 科学技術会議の非常勤の議員

第一条第十九号の三の次に次の一号を加える。

第十四条第一項中「第二条」の下に「第四条第二項」を加える。

第十五条を削る。

### 別表第一

別表第一を次のように改める。

第十四条第一項中「第二条」の下に次に次の二項を加える。

二 大使の俸給月額は、特別の事情により別表第一に掲げる俸給月額に改められる。

三 同条第二項中「別表第二」を「前二項の規定」に改め、「の号俸」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項

の次に次の二項を加える。

四 人事官(人事院総裁)を除く。

五 人事院総理大臣

六 人事院監査院長

七 檢査官(会計検査院長)を除く。

八 法政局長官

九 総理府総務長官

十 宮内庁長官

十一 100,000円

ができる。

第四条を次のように改める。

第四条 第一条第九号から第十四条までに掲げる特別職の職員のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得が主たる所得となる者には、第二条に規定する給与は支給しない。

前項の規定に該当する者には、第二条の規定の例により、手当を支給する。

第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の二条を加える。

第七条の三 秘書官の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

第九条中「三千円」を「四千二百円」に改める。

第十四条第一項中「第二条」の下に「第四条第二項」を加える。

第十五条を削る。

第十四条第一項中「第二条」の下に次に次の二項を加える。

二 大使の俸給月額は、特別の事情により別表第一に掲げる俸給月額に改められる。

三 同条第二項中「別表第二」を「前二項の規定」に改め、「の号俸」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項

の次に次の二項を加える。

四 人事官(人事院総裁)を除く。

五 人事院総理大臣

六 人事院監査院長

七 檢査官(会計検査院長)を除く。

八 法政局長官

九 総理府総務長官

十 宮内庁長官

十一 100,000円

内閣官房副長官	政務次官
総理府総務副長官	内閣官房副長官
国家公安委員会委員	長
公正取引委員会委員	長
土地調整委員会委員	員長
文化財保護委員会委員	員長
地方財政審議会会长	員長
	支拂、000円

式部官長	四号俸 八、000円 三号俸 八、000円 二号俸 七、000円 一号俸 五、000円 大使 交、000円
公正取引委員会委員	支拂、000円
土地調整委員会委員	
常勤の委員会の常勤	
労働保険審査会委員	
地方財政審議会委員	
原子力委員会の常勤	
公企企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	五、000円
科学技術会議の常勤の議員	
運輸審議会委員	
東宮大夫	

別表第二を次のように改める。

(会計検査院法の一部改正)  
 第三条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
 第四条 第七項を次のように改める。

第十一条 人事官の給与は、別に法律で定める。  
 第十条 人事官の給与は、別に法律で定める。

(国家公務員法の一部改正)  
 第四条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のようにより改正する。

第十条を次のように改める。

(人事官の給与)  
 第十条 人事官の給与は、別に法律で定める。

(文化財保護法の一部改正)  
 第五条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(委員長の兼職等の制限)  
 第十三条の二 委員長は、在任中、文部大臣の許可のある場合に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

附則第六項中「改正後の法律第十一条第二項中「期末手当」とあるのは「期末手当又は暫定手当」とあるのは「例によるほか、同項」とあるのは「例により、又は特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五百五十三号)附則第三項の規定によるほか、前項」とを削る。

(自治廳設置法の一部改正)  
 第六条 自治廳設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二 地方財政審議会の委員の兼職等の制限)  
 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他の金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

別表第一	八、000円 七、000円 六、000円 五、000円 四号俸 三号俸 三号俸 二号俸 一号俸 大使
官職名	俸 級 月 報
	100、000円 90、000円 80、000円 70、000円 50、000円 40、000円 30、000円 20、000円 10、000円 五号俸 四号俸 三号俸 二号俸 一号俸 大使
	支拂、000円

別表第一	八、000円 七、000円 六、000円 五、000円 四号俸 三号俸 三号俸 二号俸 一号俸 大使
官職名	俸 級 月 報
	100、000円 90、000円 80、000円 70、000円 50、000円 40、000円 30、000円 20、000円 10、000円 五号俸 四号俸 三号俸 二号俸 一号俸 大使
	支拂、000円

(会計検査院法の一部改正)  
 第三条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「73,000」を「90,000」とする。

(防衛廳職員給与法の一部改正)  
 第八条 防衛廳職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「事務次官及び議長」を「事務次官及び議長には、特別職の職員の給与に関する法律第一

1. この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、特別職の職員の給与に関する法律第一

条及び同法別表第一の改正規定中、科学技術会議の議員に係る部分は、科学技術会議設置法(昭和三

(検査官の給与は、別に法律で定める。)

(防衛廳職員給与法の一部改正)  
 第七条 防衛廳職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる職員の例に準じて改め、「准じて」の下に「それぞれ」を加える。

公使	四号俸 八、000円 三号俸 八、000円 二号俸 七、000円 一号俸 五、000円 大使 交、000円

(国家公務員法の一部改正)  
 第四条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のようにより改正する。

第十条を次のように改める。

(人事官の給与)  
 第十条 人事官の給与は、別に法律で定める。

(文化財保護法の一部改正)  
 第五条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(委員長の兼職等の制限)  
 第十三条の二 委員長は、在任中、文部大臣の許可のある場合に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

附則第六項中「改正後の法律第十一条第二項中「期末手当」とあるのは「例によるほか、同項」とあるのは「例により、又は特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五百五十三号)附則第三項の規定によるほか、前項」とを削る。

(自治廳設置法の一部改正)  
 第六条 自治廳設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二 地方財政審議会の委員の兼職等の制限)  
 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他の金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(会計検査院法の一部改正)  
 第三条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「事務次官及び議長」を「事務次官及び議長には、特別職の職員の給与に関する法律第一

1. この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、特別職の職員の給与に関する法律第一

条及び同法別表第一の改正規定中、科学技術会議の議員に係る部分は、科学技術会議設置法(昭和三

十三年法律第 号)の施行の  
日から、同表の改正規定中内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官に係る部分は、別に法律で定める日から施行する。

2 昭和三十三年三月三十一日において改正前の特別職の職員の給与に関する法律第一条第九号から第十四号までに掲げる職員である者には、その者が同年四月一日以後改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条の規定に該当することとなつた場合においても、その者の同年三月三十一日を含む任期が終了するまでの間は、同条の規定を適用せず、同法第二条に規定する給与を支給するものとする。

一部の職員以外は据え置かれたままとなりておりますので、両者間の給与の均衡が失われる結果となつております。従つて、この際、特別職の職員について、その俸給月額の改定を行うとともに、あわせて給与制度全般についての整備を行うため、特別職の職員の給与に関する法律等につき所要の改正を行つた次第であります。

以下、この法律の概要を御説明申し上げます。

第一に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正いたしまして、特別職の職員の俸給月額を改定し、この改定に関連して、俸給表の体系に再検討を加え、秘書官に対して、一般職の職員の例により、勤務手当を支給するものとし、委員会、審議会、審査会等の委員長、委員等で、他の職務等に従事し、それから生ずる所得が主たる所得となつてゐる者には、俸給月額を支給せずに手当を支給するものとし、常勤の職員の給与の額を改定するとともに、関係法令の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以上が、この法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上みやかに御賛成あらんことをお願ひいたします。

○福永委員長 提案の理由の説明は終りました。

以上、各法案についての質疑は次会に於いておこなわれました。

○福永委員長 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑

としての在職期間が長期にわたる者に対する支給についての特別手当は、俸給額の改定を機会としてこれを廃止す

ることとするとともに、新設の科学技術会議の常勤及び非常勤の議員を、特別職の職員の適用範囲に加えることといたしております。

第二に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正いたしまして、特別職の職員の俸給月額の改定に伴い、その暫定手当の額を別途政令で定めることとしたして

ず特別職の職員の給与は、秘書官等の

おります。

第三に、会計検査院法、国家公務員法、文化財保護法及び自治厅設置法等の一部を改正いたしまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に

関連して、これらの法律につき所要の規定の整備を行うことといたしております。

から、非常に大きく範囲を広げてきて

いることは、私たちもよくこれを認め

ます。

同時に外務省が、一方において

あります。

やりたいこともあります

が、とりえず予算措置等あたりから

いたしまして、われわれ考えました當面必要な範囲内において機構改革を考

えました。

○栗田委員 アジア局のやつている仕事の中には、東南アジアの国々とか、あるいはソ連、中共とかいうような問題の地域がたくさんあるわけですから

ども、こうした国々に対して、内閣調

査室は東南アジアとその他のアジアに

かかるべきものだと考えます。しか

う方針を持つておられます。外務省の

情報文化局が担当しているお仕事では

共、ソ連等に非常に冷淡な方をして

いることも、われわれよく了解して

おるわけです。そういう形から見まし

たしております。

以上が、この法律案の理由の説明は終りました。

○栗田委員 世界地図を御用意願いたいのですが……

かるような地図をさつきお願いしてお

いたのですが……

外務省設置法の一部改正とあわせて

あります。

合せてお尋ねをしたいと思います。こ

の外務省の仕事が、最近国際情勢の進

展とわが国の国際的地位の向上の立場

でございましたが、別にそれを考えて

いません。もっと広範にわたつていろいろあります。

やります。

やりたいこともあるのであります

が、とりえず予算措置等あたりから

いたしまして、われわれ考えました當面必要な範囲内において機構改革を考

えました。

○松本政府委員 アジア諸国ともつと

友好関係を増大いたしました。

アシア地区に平和と繁榮を確立したい

として表明された通りであります。

だいまの御質問の中で、共産国ともつ

アと他のアジアとの二つに分けておる

というふうなことを考えますと、どう

いふべきことかをお尋ねしたいのであります。

友好的な関係を将来増大する前提とし

ます。

それがござりますが、外務省はそ

ういふことを一班とし、アジアを二班に分けて

四班の高度の情報収集政策というものを置いておるという内閣の方針と相

が、内閣調査室として設けられてお

るわけござりますが、外務省はそ

う情報を収集においても、アジアに重

要を置いておるという内閣の方針と相

が、マッチするがごとく、アジア対策を

重視しておられる、かようによつて

特別職の職員の現行俸給月額は、昭和二十七年十一月に改定されたものであります。その後今日まで、一般職の職員につきましては、再度にわたり給与の改定が行われたにもかかわらず

昭和二十七年十一月に改定されて以来一般にすえ置かれている特別職の職員の給与の額を改定するとともに、関係法令の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十七年三月三十一日を含む任期末までに掲げる職員である者には、その者が同年四月一日以後改定後の特別職の職員の給与に関する法律第四条の規定に該当することとなつた場合においても、その者の同年三月三十一日を含む任期が終了するまでの間は、同条の規定を適用せず、同法第二条に規定する給与を支給するものとす

る。

○坊政府委員 ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律案について、提案の理由を御説明申し上げま

る。この法律案は、昭和二十七年三月三十一日を含む任期が終了するまでの間は、同条の規定を適用せず、同法第二条に規定する給与を支給するものとす

よろしめうございますか。

○松本政府委員 外務省は情報収集が主なる目的ではないでござります。

従つて内閣におきまする調査室とは、相当趣きを異にするとと思ひます。アジアにおきまするいろいろな情報、ことに文化の問題であるとか、政治情勢あるいは経済事情等あたりの情報を集めるということは、もちろんこれは必要でありますので、アジアに対する外交政策というものが從来よりも重点的というよりも重きを置かれ始めましたので、もちろんその方面のいろいろな情報の収集ということも考えますが、それが主なる目的ではないということは、繰り返して申しておきます。

○愛田委員 アジアの国々を所管するアジア局といふものに、特に次長を設置されるということは、その局における職員の数が他の局に比べて著しく多いということにおいても、これは根拠になるのじやないかと思うのです。現在外務省で一番多くの役人を抱えておるのが経済局であつて、百八十人おる。その百八十人おる経済局には、現在次長を置いてあるわけです。それで大きな局に次長を置くという方針からいつても、アジア局は当然今回次長を置くべき立場にある、かように外務省当局はその観点からもお考へでござります。

○松本政府委員 人数といたしましては、アジア局は百三十三名で、経済局と比べますと、少し少いのであります。が、最近御承知のことく、たとえば韓国との交渉の問題、あるいはインドネシアとの平和協定あるいは賠償協定の問題、さらに今まであまり密接な関係でなかつたところの国々との関係も増

大いたします関係もありまして、次長をぜひ一名置くことが、諸般の事務の

処理の上におきましても便利であると、いう観点から、われわれ次長を一名置くことをお願ひしておる次第でござります。

○愛田委員 次長を置くことによつて、事務が煩瑣になる場合がある。たとえば局長の決定でよかつた事項が、もう一枚次長、局長となることによつて複雑化する場合があり得るのでございますが、御承知でありますようか。

○松本政府委員 時と場合によりましては、そういう事情もあるかもしれません、外務省におきましては、次長を置く方がかえつて事務の処理等に当たりもつと便利であるという観点から、次長を置くことに決定いたしました。

○愛田委員 次長決裁で片づく事務の一一部を御指摘願いたい。長にあとで説明させますが、局長のない場合には、もちろん次長がこれを決裁して上に上げることになつておられますので、場合によりますと、内部の規定によりまして、次長特に所管いたしまするところの仕事につきましては、決裁をさす場合もあり得ると思います。

○愛田委員 次長を置いて能率を發揮し得るという仕事、これは外務省で考えられておらなければならぬと思ふのです。次長を置いたために、事務が複雑化して判斷をつくことが一つ多くなる、こういう機構では改革の趣旨に合致しない。従つて次長を置いたために、局長までいかなくとも済む仕事をと一応考へて、次長制が考へられてお

らなければならぬと思うのです。この点

についてあなたの何か御所見があると

思いますか……。

○松本政府委員 とかくそういう風評が、外務省におきましては、民間から出でおられる方は、今印度、それからフランス、今度アルゼンチンがなられました。それからウルグアイの公使、大体そんなものです。

○愛田委員 たつた四つきりのボストンが、決して門戸を閉鎖しておるわけではありません。そこで松本さん、あなたは外務政務次官を再度おやりになつて、その信任を厚くしておられる方であります。が、また特に外国関係においても、御自身が密接な関係を持つて旅行もせられておる方であります。あなたの御説明で私は満足ということはなんですが、まあがまんをしておきまして、御説明が、まさか大臣に来ていただいて御説明を願うまでもない、あなたでいいといふものを今から申し上げます。

外務省の從來の仕事ぶりを拝見しましたが、何だか他の役所と変った風格がありまして、門外漢は関与するな、外務省の仕事は外務省の高級官僚であるからての高文外交科出身者がやつておるのだからといふような印象を、多くうの国民に与えておるわけです。そういうところから、外交官の任命などにつきましても、とかく外務省育ちのは抜きの役人が争つてそのポストを占めてしまつて、決裁をさす場合もあり得ると思ふいます。

○愛田委員 あなたのお考へは一応ごもっともであると思いますけれども、現実の問題としてお尋ねいたしましたが、現在在外公館に勤務しておられる大使及び公使の数と、その大使及び公使を、は抜きの外交官出身者といふことを申しておる次第でござります。

○愛田委員 起用するにやぶさかでないということを目指にしておられておりまして、外務省におきましては、外務省におきまして、外務省プロパーよりもっと仕事のできる方があれば、もちろんこれを起用するにやぶさかでないということを申しておる次第であります。

○田付政府委員 お答えいたします。公使館が、決して門戸を閉鎖しておるわけではありません。あなた、及びあなたのお上官である、民間外交家である藤山さん、こういう人々によつて外務省のこうした從

三十三ございますが、このうち実際は十一人の兼組がござりますので二十二

人が実際の公使でござります。それから民間から出でおられる方は、今印度、中国、それからフランス、今度アルゼン

チンがなられました。それからウルグアイの公使、大体そんなものです。

○愛田委員 たつた四つきりのボストンが、決して門戸を閉鎖しておるわけではありません。そこで松本さん、あなたは外務政務次官を再度おやりになつて、その信任を厚くしておられる方であります。が、また特に外国関係においても、御自身が密接な関係を持つて旅行もせられておる方であります。あなたの御説明で私は満足ということはなんですが、まあがまんをしておきまして、御説明が、まさか大臣に来ていただいて御説明を願うまでもない、あなたでいいといふものを今から申し上げます。

外務省の從來の仕事ぶりを拝見しましたが、何だか他の役所と変った風格がありまして、門外漢は関与するな、外務省の仕事は外務省の高級官僚であるからての高文外交科出身者がやつておるのだからといふような印象を、多くうの国民に与えておるわけです。そういうところから、外交官の任命などにつきましても、とかく外務省育ちのは抜きの役人が争つてそのポストを占めてしまつて、決裁をさす場合もあり得ると思ふいます。

○愛田委員 あなたのお考へは一応ごもっともであると思いますけれども、現実の問題としてお尋ねいたしましたが、現在在外公館に勤務しておられる大使及び公使の数と、その大使及び公使を、は抜きの外交官出身者といふことを申しておる次第でござります。

○田付政府委員 お答えいたします。公使館が、決して門戸を閉鎖しておるわけではありません。あなた、及びあなたのお上官である、民間外交家である藤山さん、こういう人々によつて外務省のこうした從

うのが三人です。國務大臣はもちろんこれに入るわけです。そうしたごく少數の人々が認証官として認められる程度のものです。その他ごく少數しめられないはずです。その中へ大使とか公使とか認証官の大半を占める七十七人が——これは兼ねてありますから現実には差し引かれても、七十七人ほど任命し得るのですから、そういう認証官のほとんど大半を占める大公使を外務省のわざかな、高等試験外交科出身者をもって占めているということは、公務員の進路においても非常な不公平があると私は考へるのです。勇敢に、他省の有能な人とか民間人の有能な人を用いるという方針をよく立て得ないということでは、これはいかに起用するにやぶさかでないとか、あるとかおしゃつても実績をあげたとは言えないと私は思うのです。政務次官、いかがですか。

○松本政府委員 外国の例を見ましても、たとえば一番民間人を多く起用しておりますアメリカの例を見ましても、必ずしも大半が民間人でないのであります。カリヤ・ディプロマットといふものをして起用しております。従つて日本におきましても、先ほど申しましたごとく、鍛練の士であるローパーの者よりももっと成績をあげ得る人があれば、もちろんこれを起用するにやぶさかでないということを繰り返して申し上げたいと思います。資料としてあとからでけつこうです。

○愛田委員 アメリカにおける民間人と外務省はえ抜きの人との比率を正確にお示し願いたいと思います。資料としてあとからでけつこうです。

○松本政府委員 後ほど提出いたし

うのが三人です。國務大臣はもちろんこれに入るわけです。そうしたごく少數の人々が認証官として認められる程度のものです。その他ごく少數しめられないはずです。その中へ大使とか公使とか認証官の大半を占める七十七人が——これは兼ねてありますから現実には差し引かれても、七十七人ほど任命し得るのですから、そういう認証官のほとんど大半を占める大公使を外務

ます。

○愛田委員 私がここでささらに指摘申し上げたいことは、次の在外公館の名稱及び位置に関する法律案にもつながるわけでございますが、大使、公使を交換されるということ、これは両国の親善を強化するに非常にかけつけな

とです。また公使を大使に昇格せしめようという向うの御希望においてこちらも大使を派遣するということ、これは両国の親善を強化するに非常にかけつけな

○受田委員 五つしか置いてないガーナが今度日本にぜひ大使館を置いてくれということ、向うはすでにこっちへ大使館を置いておるというようなことを考へると、その六番目に日本を考えていると了承してよろしくございました。

○松本政府委員 順位はどうかわかりませんが、日本と同じような立場に置かれている数多い国がございます。もちろんこれは先方のことでありますので、どことどこに的確に申し入れています。

○受田委員 今までに公使館を置いたところでない、初めから大使館を置く、そういう戦後できた国々の先例を一つ伺いたい。

○松本政府委員 マラヤもその例であります。○受田委員 アジアにおけるガーナのごとき、あるいはヨーロッパにおけるヴァチカンのごとき、その他これに類似する小さな国々、私たちが見て人口がおよそ一千万ないし二千万以下という国々を他に一つ御指摘願いたいと思います。

○松本政府委員 すでに先方の申し入れによりまして大使館を設置しておりますが、たとえばラオス、カンボジアのようないいえども新興国家としての立ち上る意欲を持った国々、将来

の期待される国々に対する大使交換とか、そうした外交上の礼を尽すことは方針としてはけつこうだと思います。しかし、いたずらに大使を交換することを争うて、その国との実質上の外交を進めることができない、形式的にだけやつてあとはついていけないというのでは、これはまたわが国外交の威信を落す原因にもなります。従ってまず公使を交換して地歩を固め、かかる後大使を交換するということもあり得るところでは、もちろんまだ十分なる予想措置もできまんと、人員の増加も十分ではありませんので、他の、たとえば不ペールの場合インドの大使がこれを兼務しておる、あるいはラオスのときはタイ国にいております滋澤大使が兼務しておるというような場合も起るのでござります。

○受田委員 大使を交換するという場合は、公使よりも格式が高いといふことは、先ほどあなたが申された通りであります。

○松本政府委員 政府委員から説明させます。○受田委員 ただいまお話をありました大使館で、大体大使を含めまして四人というものが一等少いところでござります。

○松本政府委員 ラオスとかカンボジアというような国におきましては、徐々に関係が密接になつておりますので、将来たとえばラオスの場合におきましては、今度大使館、兼務でなくして専任大使を置き、スタッフを一つ強化したいというような考え方を持つております。りっぱな大使館を置いてありますけれども、いろいろな大使館を置いておりまして、ことに中南米あたりにおきましては、すでにいろいろと移民の問題とか、その他経済協力の問題等、まだまだ十分伸びていなっています。世界の国々におきましては、まだまだ十分伸びていなっています。

○受田委員 大使を含めて四人といひますと、大使を除いて雇員というのがあるわけですか。

○田付政府委員 ただいま申しました大使そのほか三人といひのは、すべて書記官ないしは理事官というような正規の人間のことです。

○受田委員 そうしますと、大使を含め四人程度のものがどのくらいありますか。そのようなものがたくさんありますか。

○受田委員 大使、公使という認証官、これは少くとも三人や四人の小さ

になります。と申しますのは、先刻申しましたごとく、最近急速に新興国家がたくさんできました関係上、しかもこれらの国々が諸般の事情から大使館を設置するというのでは、これはまたわが国外交の威信を落す原因にもなります。従ってまず公使を交換して地歩を固め、かかる後大使を交換するということもあり得るところですが、大使をこちらに置いても、こちらは公使として向うに置くと考えますが、大使をこちらに置いても、こちらは公使として向うに置くと考えます。なぜなら、日本から公使を向うに派遣しまして、日本が公使を向うに派遣するというような前例はございません。外國にもそういう例は非常にまだあります。

○受田委員 先方が大使を日本に派遣しまして、日本から公使を向うに派遣するというような前例はございません。外國にもそういう例は非常にまだあります。なぜなら、日本から公使を向うに派遣するというような前例はございません。外國にもそういう例は非常にまだあります。

○受田委員 たゞ、さうした小さな国における大使館の職員の數は、そこに数字が出ておると思うのですが、一番少いところを一、二あげていただきたいと思うのです。

○受田委員 五つしか置いてないガーナが今度日本にぜひ大使館を置いてくれること、向うはすでにこっちへ大使館を置いておるというようなことを考へると、その六番目に日本を考えていると了承してよろしくございました。

○松本政府委員 順位はどうかわかりませんが、日本と同じような立場に置かれている数多い国がございます。もちろんこれは先方のことでありますので、どことどこに的確に申し入れています。

○受田委員 今までに公使館を置いたところでない、初めから大使館を置く、そういう戦後できた国々の先例を一つ伺いたい。

○松本政府委員 マラヤもその例であります。○受田委員 アジアにおけるガーナのごとき、あるいはヨーロッパにおけるヴァチカンのごとき、その他これに類似する小さな国々、私たちが見て人口がおよそ一千万ないし二千万以下といいます。

○受田委員 たゞ、さうした小さな国における大使館の職員の數は、そこに数字が出ておると思うのですが、一番少いところを一、二あげていただきたいと思うのです。

う意味からもあなた方外務省のお役人は、外務省の一つの牙城を守り過ぎるというそしりを今日なお免れていない。せっかく民間人である藤山さんを迎えた機会に、これを補佐する松本政務次官は、畢生の勇を鼓して、外務省の古い伝統をこわして、平和外交、国民外交を推進する理想的な外交形態に、外交官の布陣をする勇気はないか、御答弁願いたい。

○松本政府委員 先ほど外務省がやたらに大使館を作るということをおもしろくないじゃないかという意味のこと申されました。これは外務省が一方的にどこそこに大使館を置くんだということではなくて、先ほども申上げましたごとく、ガーナ国あたりが一つ大使の交換をしたいということを申し出まして、しかしあんたの方は勝手に日本に大使館を置け、われわれは置かぬということは申されません。ささらに民間から有能の士を起用することにつきましては、先ほど二回繰り返して申し上げましたごとく、決して外務省は、少くともわれわれ首脳部におきましては、門戸を開鎖するというような気持は持っておりません。ただ民間から有能の士を抜擢いたします前に、やはり相当な地位を持つておられる方で、たとえばネバールに行けといつても、民間あたりで有能な人は、ネバールの大天使なんかはいやだ、こういうことになりますので、そこには自然民間の有能な士、あるいは議員の中から選ぶにいたしましても、相当のボストでないともちろん失礼に当りますし、また受ける御意思はないと思いま

す。そういう意味におきまして、自然

民間から選ばれるところの大天使というのは、自然そこにしばられていくくわ

けでございます。従ってその国のいろいろな情勢等によりまして、そこに最も遡した人が民間にあれば、外務省プロパーの官吏よりももつと有能な人があれば、もちろんこれを選ぶにやふさかでないということを三たび繰り返します。

○中川委員 局にお尋ねいたしますが、フランスの大使館に公使が現在ありますか。

○田付政府委員 ただいまはおりません。

○中川委員 どういうわけですか。

○田付政府委員 関連して、これは事務当局にお尋ねいたしますが、フランスの大使館に公使が現在ありますか。

○中川委員 どういうわけですか。

○田付政府委員 ただいまはおりません。

○中川委員 どういうわけですか。

○田付政府委員 ただいまフランスは参事官が二人おります。従って今の大使は、公使がこの前一人おりましたのですが、その方よりも若い方がむしろよろしいというお話がございましたので、ただいまは置いてございません。

○中川委員 だからそういうお話をあつたのですか。

○田付政府委員 古垣大使からそういうお話をありました。

○中川委員 ちょっと話が違うのです

が、古垣大使からそういう話がいつありましたか。公使はいる、参事官によろしいというお話は、古垣大使か

らいつあったのですか。もしそういう文書でも来ておるというのならば、その資料を御提出願いたい。

○田付政府委員 むろん、まだ私が外務省に帰つて参りません前でござい

ますが、今の松井セイヨン大使が公使をしております。當時に、自分としてはもう少し若い方がよろしいというお話を

がございましたので、今参事官をかえた次第でございます。

○中川委員 若い方がいいというの

は、公使はいらないから参事官でいい

ということなんですか。年令が若い方

がいいというのですか、あるいは公使

はいらなくて参事官でいい、どちら

が言つてございましたのですが、今は

の松井公使以下になりますと、若い

たしますれば、どうしても参事官にし

か任用できませんので、そういうこと

にいたした次第であります。

○中川委員 松本政務次官がお話をよ

うに、民間でも有能な士を抜擢して、

そして外交関係の万全を期さなければ

いかく有能な士を抜擢いたしましても、

私どもとしては交換した次第であります。

○中川委員 とにかく、民間からせつ

かく有能な士を抜擢いたしましても、

私はことに外務省は

一一番それがひどいのじゃないかと思

う。そうして自分の与えられた仕事以

る。日本の官僚機構にはえとしてそ

ておつてもよく働く者は働くのであり

ます。そういう意味から、古垣大

使がもしそういうことを要求されたと

ておりますけれども、実際現地に出か

けてみますと、そういう事例を私ども

たくさん見せつけられるのです。そ

ういう点を十分に考慮していただい

て——話はもとに戻りますが、パリの

大使館あたりには当然公使の一人や二

人置くべきだと思うのです。機構を整

えていただいて、大使を助けて効果的

に動かしていただきないと、せっかく

結果を生ずるのではないかと思うの

です。これに対して政務次官の御所見

を承わっておきたい。

○松本政府委員 中川委員の申された

こと、実際にごらんになつてあるい

う結果を生ずるのではないかと思うの

です。これに対して政務次官の御所見

を承わっておきたい。

○松本政府委員 中川委員の申された

こと、実際にごらんになつてあるい

う結果を生ずるのではないかと思うの

です。これに対して政務次官の御所見

を承わっておきたい。

○松本政府委員 中川委員の申された

こと、実際にごらんになつてあるい

う結果を生ずるのではないかと思うの

です。これに対して政務次官の御所見

を承わっておきたい。

○松本政府委員 松本さん、あなたは外務省の政務次官の地位におられるのであります。外務省の事務系統を通つて大臣の決裁を得る書類が、あなたのところを通つていくかどうか。

○松本政府委員 ことごとく通つてお

ります。

○愛田委員 これに対する、あなたは

事務系統に対する適切な指導を加えて

おられますか。いかがですか。

○松本政府委員 文章を修正して下げる

こともござります。

○愛田委員 あなたのようないしかり

した立場でやられておる方が政務次官

をやられ、大臣また民間人として抜擢されておられるならば、私はあなたの方二人のコンビによって外務省の多年の牙城をくつがえして、人材抜擢、民間人採用の道を広く広げてくれるこことを深く確信しておるのですが、奮励努力を誓いますか。

○松本政府委員 最善を尽さしていた

○受田委員 最後に一つお尋ねしたいのですけれども、在外職員の俸給です。つまり今回の次の法律の、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律、ここに書かれてある在勤俸の性格はどういうものでございますか。

政府委員でもけつこうです。

○田付政府委員 本俸は当然日本できまっておりますものをもらうわけでござりますが、在勤俸というのは、つまり外國におきまして勤務するために特別に必要な手当といふうに私は考

味から、単なる手当とは若干違いました

○受田委員 その上にしえより伝つた俸給という言葉が使つてあるといふことでござりますが、時世は天皇の官吏であった外交官より、今日国民全

○田付政府委員 と私は思つ。今の外務公務員と昔の外務公務員が同じ性格のものであるかどうかを御答弁願いたいのであります。

○受田委員 その前に一應、在勤俸の意味がここに書いてございますが、第五条に「在勤俸は、在外職員が在外公館において勤務するに必要な衣食

うことは御承知の通りです。それが外國における者に出されるものに俸給といふ文字が使つてあるわけです。手当であります。しかし、外國における生活よりも高い生活をしなければならぬ。またそのほかに外國におけるために特別な仕事をしなければならぬというような意

う。給与関係のすべての名称は変つて、つまりある意味では俸給と似たような性質がござりますので、国内における手当とは若干違つておるため

○受田委員 う名前になつておりますので、一等初

に、在勤俸給という名前がついたのだと思います。これは昔から在勤俸といふことを考へておるため

○田付政府委員 うことでござりますが、時世は天皇の官吏であつてもまだよくは知つておません。

○受田委員 と思います。これは昔から在勤俸といふことを考へておるため

○田付政府委員 うことでござりますが、時世は天皇の官吏であつてもまだよくは知つておません。

○受田委員 うことでござりますが、時世は天皇の官吏であつてもまだよくは知つておません。

○田付政府委員 うことでござりますが、時世は天皇の官吏であつてもまだよくは知つておません。

だ大した数ではないと存じます。

○稻村委員 私がそういうことをお聞きしたのは、実は農業移民の問題なんです。これは重大な問題です。日本の移民政策は根本的に検討しなければならぬ問題が戦前からあったわけです。

特に南米移民などはそうであります。あるいは満州移民もそうであったが、あるいは満州移民もそうであったし、非常に人道上の立場を無視した傾向があつたわけです。これはいなむべからざる事実なんです。南米移民であります、アマゾンが非常によろしいよろしいといって、アマゾンにやつた。そぞする、たとえば十人やれば九人はどは死んだり何かしてしまって、事態と違つてしまふ。それからルンペニになつたり非常にひどい生活をしているわけです。非常に希望を持っていた人々が、むしろ野蛮人になつてしまつて、事態と違つてしまふ。そしてようやくそれを抜け出した十人のうちの一人が成功したくら

い、南米移民の多くの成功者を見て、奥地を捨てて都市の付近に来た人の中には成功者が多いのです。これはあなた御存じの通りです。日本の移民政策にはこういう実にたらめな、検討しなければならぬ多くの問題があり、かつてあります。その移民は何ら日本民衆を他に移民させるならば、その人々からまた日本の農民は、その技術的な点からいっても能力からいっても、いかななる國の農民にも負けない高い水準にあるわけです。そういう人々に資本

も与えないで、向うの人間と同じよう

な生活水準で生活させるというようなことは、これは実に間違つてゐる。水

の関係、その他の関係で向うで生活ができない、そして死んでしまう、どこかへ放浪してしまふ、農業をやめてしまふということになるのです。そこで

この点外務省が海外移住者の輸送監督を強化するということになりますから、はなはだけつこうであります。

特にアマゾン等に持つていかれた人々は、サンパウロへ出るのに東京からシンガポールへ行くくらいの距離がある

のですから、十年間働いてもサンパウロに出る旅費がない、そういうような状態で、實に悲惨な結果になる事実が

至るところにある。私は実はこの間カンボジアにインドの帰りに行って参つたのです。そこで私は南米のアマゾンなどよりも古い人は三世も出でてゐるようですが、いぶんいろいろの苦勞もあつたかもしませんが、今日から見ますと、アマ

ゾン地区におきましても相当そこに根を生やして、りっぱにやつておる方が非

常によろしいと思うが、それでもいろいろな条件がありまして、まだ日本の移

民があそこに移住して生活できることがき段階にはとうてい至つていいのです。そういう重大なる問題があるのですが、すからして、農業移民を海外にやる場合においては、これはよほど考へなければならぬのであります。資本、施設等を考慮の上に行わなければならぬのです。ですが、今大部分の農業移民はどういうふうなことで送つておりますか。

最近はそういう点を考慮の上にやつておりますか。

○内田政府委員 移住に伴いまして、いろいろ——ことに昔の移住者の中に悲劇があつたことは必ずしも否定いたしません。また遺憾ながら移住者が今

後とも行つた人が必ずみんな成功する

というようなことは、なかなか期待できませんのではなかろうかと存します。

また御指摘のごとく移住者を送ります以上、当然そのアフター・ケアと申しますが、将来の繁栄の基礎を少くとも確保するために、われわれ政府といたしまして、できるだけの努力をしなければならぬということは全く同感でございまして、われわれといたしまして、

も、予算の範囲内におきまして、そういう努力をいたしておるつもりでござります。ただ何と申しましても、一応われわれの主権の及ばない外国に人を送るわけでございまして、その行った

人はとのことにつきまして、これは

ブラジルなどの場合を考えますと、よほど注意いたしませんと、ブラジル側

で非常に内政干渉とでも申しましよう

か、われわれの主権下に入った者につ

いては、われわれにまかせてくれ、あ

まり外國の政府からとやかく言われる

のは困るというような気持も相手国に

あるわけございまして、その辺のところをよほど注意してやりませんと、

そんなに文句があるので、自分の

ことは困つてしまふおそれもあるわけになつておらず、そこでもいい、こういう

政府としてできるだけの努力をいたさねばならぬということは当然考えておられます。繰り返して申し上げますが、一般的に農業移民で参りました方が、非常にふえて参つてきておるようですが、ソノ地区におきましても相当そこに根を生やして、りっぱにやつておる方が非

常によろしいと思うが、それでもいろいろな条件がありまして、まだ日本の移

民があそこに移住して生活できることがき段階にはとうてい至つていいのです。そこで私は南米のアマゾンなどよりも古い人は三世も出でてゐるようですが、いぶんいろいろの苦勞もあつたかもしませんが、今日から見ますと、アマゾン地区におきましても相当そこに根を生やして、りっぱにやつておる方が非

常によろしいと思うが、青年たちはなかなか意氣に燃えておる。つまり過去においては必ず、日本人ほど勤勉に働く国民はない

だらうと私は思うのです。だから外國

の大地主あたりからいえば、日本人が農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者としても困つておるのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝なのです。しかし農業労働者として非常に勤勉ですかから、南米のみならず、

農業労働者として使うにも一番重宝

が、しかし私は移民の数は幾らも行か

ないのですから、問題は日本の農民を

いるのです。むろん日本人は非

らぬと思うのです。むろん日本人は非



ただいまエジトロの問題を取り上げて御質問されましたが、エジトロの機構に関しましても、仰せのごとく在外公館と横の連絡がほとんどなかつたのであります。これはやはり同じ日本の國家から派遣しております機関といたしまして、ぱらぱらでやるといふことは、能率の上におきましても、あるいはその他実際の仕事の面におきまして、かなりの不便がございます。今回エジトロの改革が提案されております。これが通りますれば在外公館とエジトロの横の密な連絡をとりまして、相互に協力いたしまして、もつと能率をあげるということになると思ひます。

○社委員 それでは在外公館の勤務の一例を御紹介いたします。私が参りましたのは、エジプトの戦争が起きました。それがやんだ直後でございましたが、世界の関心はエジス運河がいつ開けるかということにかかるておったのです。それがなんだ直後でございましたが、日本は貿易政策の上においても非常に大きな変化が起るので、それがいつ開けるかという見通しを立てることで、それがエジプト公館におけるあの当時にあける最大の課題であったと思う。大使館には九人くらいの人がおりましたから、さぞかし現場を御視察になつたものだと思っておりましたが、行つたのは一月の二十六日、戦争が終つたのは年内でしたが、現場を見た大使館員が全然一人もいない。そこで私は民間の車を準備いたしまして、二日間にわたりてあのエジプトの南から北の戦場の跡を自身で視察をして、そして沈船の状況、それから国連の引揚船の作業の進捗状況、国連の技師と

の会談、現場をしさいと検討いたしました。大体技術的には三月末に開けるにあらず、政治的な制約によつて延びるにあります。これはやはり同じ日本の国家から派遣しております機関といたしまして、ぱらぱらでやるといふことは、能率の上におきましても、あるいはその他実際の仕事の面におきまして、かなりの不便がございます。今回エジトロの改革が提案されておりまます。これが通りますれば在外公館とエジトロの横の密な連絡をとりまして、相互に協力いたしまして、もつと能率をあげるということになると思ひます。

○社委員 それでは在外公館の勤務のない。見るのは日本の公館だけでも人としてその現場を見ておる人がおらず、外國の公館員はたまたまが来る中まであります。外國の公館員はたまたまが来る中までに參りましたが、大使館員ではだれも、大使館に行つて君たちはなぜ現場を見ない、いや忙しい、忙しくかけずり回つておる。日本はだれも見えない。そこで大使館に行つて君たちはかといえど、新聞の切り抜きを集めきて翻訳しておる。そうしていつごろ開けるだらうという判断の電報を打つておるわけです。現場を見たのは一人も知らない。こういう勤務状況では日本ほんとうの国策、経済政策なり貿易政策なりがほんとうに確実な資料の上に、あなた方の判断の資料になると思われるかどうか、こういう状態なんですね。ありますから、予算をふやすとかいろいろな点がありましようが、人をごらんになつて——頭数をふやすばかりではない、勤務する者の勤務ぶりというのをもう少し御検討なさい。この報告は現場を見た報告か、新聞記事の翻訳かということを聞い返すと、あの報告は當てにならないといふことを感じました。いかがでございますか。

○松本政府委員 確かにその国によりまして、館員の手不足、さらに旅費、調査費等あたりが少いために、たゞいと申されましたような事実があることだと思つております。これはまあ内輪の話になりますが、私も

今回政務次官になりまして初めて予算折衝をいたしました。与党、野党を通じまして、きわめて外務省の——予算獲得という言葉はよくありませんが、あいまう重大的な時局における日本の第一線の折衝には熱がございませんでした。他の省あたりと比べまして、直接選挙区に關係がないために、プレッシャー・グループというのがないのです。そういう関係からいきましたとして、われわれがほしいと思うだけの予算がとれなかつたことは事実でございます。しかし今年はいろいろと努力いたしました。先ほどあげましたようなことを正するための予算も、少しばかりとれました気はいたします。もとと在外公館の館員その他が活動範囲を広くいたしました。旅行して、そしていろいろな角度から正確な資料を本省に送りまして、正しい資料に基いて正しい判断のできるような方向に持つていかなければ、決して外交といつものは正しく持つて正しく持つていいかなければ、も一つ努力いたしまして、メンバーももちろんでございます、人物もそうですがござりますが、また調査のできますように機構あるいは予算等あたりの面も努力させていただきたい、こう考えます。

○社委員 率直に申しますと、外交官よりも新聞記者の方が危険を冒して見ております。日本の旗を掲げた、外交特權を持つた者ですから、新聞記者よどり危險なところへ行くことがあります。それは理事官であり、会議をやつても理書官は書記官ほど発言力がない、こういふふな状態になつておる。これはどこの省においても、正統の者と傍系から入つた者で人事の差があることは、私はわかる、人間がやつておるのですから……。しかしこれから見ますと、あなたは先ほど民間人の起用という質問に対しまして、外務省のみならず、通産、農林各方面から外務省に入つて協力を受けておるというが、あの人たちは本省を留守にして外務省に入つておるので、あなたは本省を留守にして外務省に入つておるので、たとえば高い家賃を十分年間払つておるうちには、何かそこに融資でもしてもらつてりっぱなものを作つたれば、もつと権威の高い大使館、公使館の建物ができるのじゃないかと

と、だれも行き手がない、こういう結果になります。二年たつたら本省に帰ることを首を長くして待つておる。それじゃほんとうの仕事はできません。次に申し上げたいことは、公館ですると、高い家賃を払つて大使館を借り上げておるが、十年間の家賃で十分うござつてその土地をもらおうとせず、下らない建物を高い家賃で借りておられる。トルコは、これは二、三年でやめられますが、ほんとうにあそこにあるなら別ですが、ほんとうにあそこには根をはやって日本の外交の拠点にするには、けちな予算にとらわれないで公館を思い切つて買わす。十年たつたら家賃だけ買えるのです。そういうところに努力が足りないという感じを痛切に持つております。本年度の予算で、トルコその他の公館のないところにどれだけの予算をとつておられるか、これは官房長から一つお答え願いたい。

○松本政府委員 後段の問題だけちょっと私御答弁させていただきたいと思いますが、社委員の申された通りのことを外務省全部が感じておるわけでございます。たとえば高い家賃を十分年間払つておるうちには、何かそこに融資でもしてもらつてりっぱなものを作つたれば、もつと権威の高い大使館、公使館の建物ができるのじゃないかと

いうので、目下いろいろ案を作りまして大蔵省と折衝中でございます。前段の理事官と書記官の区別の問題ですが、感じておられるほど私は差はないと思うのです。いろいろ差別待遇



て、どつちみち少し費用がかかるとしても、今公使を置いておるところを全部大使にする、こういう方法を打ち出さ考えはないか。

○松本政府委員 世界の趨勢も徐々にそういう方向に向いていくだろうと思います。日本も、世界の趨勢も趨勢でございますが、大使館に全部するというような傾向をたどつておることは、事実でございます。

○西村(力)委員 ガーナに大使館を置く、これは昨年の三月、あすこの民族の歎呼の声で誕生したわけですが、私も非常に歓迎すべきことだと思つておつたわけですから、その国と大便を交換するということで、親善関係を深め、また経済関係を深めることになりますが、あすことの関係を深め提案理由にも書いてあります。もう一回は、向うの経済発展に協力するといふ方向がとられなければならないと思うのです。この前者におきましては、この間カイロでアジア・アフリカ会議が開かれましたが、そのときは北村さんその他が代表で行かれましたね。それからガーナからも代表が来ておりました。ところが、あのあとで、帰つてからの某雑誌の座談会の記録を見ますと、実際、あの記録がアジア・アフリカ各国にばらまかれたならば、とんでないことになるんじやないか。インドのN氏は國際プロだと、あるいは、一緒に平和を愛するという人は、コミュニケーションだ、われわれはそういうような動きを十分察知して、それを適当に牛耳るために行ったのだ、

こういうよなことが載せられておる。これがインドからアジア・アフリカの全部に行き渡つたならば、とんでもない結果を招くんじゃないかと思うのです。これは一緒に行かれた人々の座談会のことですから、政府自体には何ら責任がないものでありますから、善協力関係の方針ということを言いつながら、もし庶の底で日本の政府にあつたとするならば、これは言葉だけであつて、逆に向うを刺激し、離反を深める以外の何ものでもないということを心配しておる。次官はあの座談会の記録を見られたかどうか、それが一つどう思つておるか。それをはつきりバランスのとれた貿易じりぐらいまで持つて行くといふ、その決意といふか方式といふか、そういうものを持つておるかどうか、この二点についてお尋ねしたい。

○松本政府委員 先ほど、某雑誌にておるA・A会議に出席した人の何か記事を見たかとおっしゃいましたが、私はまだ見ておりません。ただし、出ておるということは聞いておりますが、ただ口頭で、いろいろと伝わったことと、政府は直接関与していないこと

力の問題としては、向うからどれだけのものを買ひ入れるか、この見通しをどう思つておるか。それをはつきりバランスのとれた貿易じりぐらいまで持つて行くといふ、その決意といふか方式といふか、そういうものを持つておるかどうか、この二点についてお尋ねしたい。

○田付政府委員 ただいま仰せの通りガーナと日本との貿易は、日本の非常な輸出超過になつております。一九五七年の半ばまで日本の輸出が三十二億円、輸入がわずかに一億円といふことで、今西村委員がおつしやいましたように、日本側の買っているものは非常に少い。これがわれわれの非常に大きな悩みなのでござります。しかも向うから出てくる品物といふのが非常に買ひにくいものでございまして、あの辺一帯から出てくるすべてのものがオリーブ油であるとかあるいは塩であるとかといったようなものでございまして、こちらの方で買うのが非常にやりにくいためにございまして、あの問題になると思ひます。ただいま通

うふうにしてガーナから輸入するかとくいういう要望もございましたので、このふうなことを通産省とも研究しております。同時に情報文化局を通じて必要な資料はいつでも御提供できるようになつております。これは印刷のものもありますし、あるいはゲラ刷りになつております。

○西村(力)委員 私のお聞きしておるイニシアチブは政府の責任とは何ら関係がないということを言つても日本政府は運営なども、アジア・アフリカ各國との親善協力関係の方針ということを言つながら、もし庶の底で日本の政府にあつたとするならば、これは言葉だけでいか、それはその通りであります。しかしインドにおきましては、日本政府はそういう考え方を持つてないと云はうことは十分承知しておると確信しております。

それからガーナとの将来の貿易關係、経済関係だと存りますが、こまかに数字等は政府委員に説明いたさせます。

○田付政府委員 ただいま仰せの通りガーナと日本との貿易は、日本の非常な輸出超過になつております。一九五七年の半ばまで日本の輸出が三十二億円、輸入がわずかに一億円といふことで、今西村委員がおつしやいましたことを申し上げたい。

それから次に、外務省が出席機関か

ただいま通産省あたりとの連繋は、通商問題については情報がくるたびに通産省の方に情報を回しております。また軍事その他の情報をございましたらいろいろな政治上の情報あるいは経済上の情報をキャッチし、それを整理して、それを外交政策あるいは折衝の素材となさるだろうと思うのですが、それを外交政策あるいは折衝の素に用いにくるものでございまして、あの邊一帯から出てくるすべてのものがオリーブ油であるとかあるいは塩であるとかといったようなものでございまして、こちらの方で買うのが非常にやりにくいためにございまして、あの問題になると思ひます。ただいまも通産省あたりと研究いたしまして、これ以上日本が買いませんと、結局日本から出していくものが出ていかなくなると、こんな状況がござります。

○松本政府委員 外國から得ました情報の中には、もちろん公表していくものと公表して誤解を招くものとございまして、もちろんこれは当然常識的に考

えます。もちろんこれは当然常識的に考

えます。もちろん印刷その他によりましては、もちろん公表して誤解を招くものとございません。

○福永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福永委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

憲法調査会法の一部を改正する法律案を議題とし質疑に入ります。質疑の

あります。同時に情報文化局を通じて必要な資料はいつでも御提供できるようになつております。これは印刷のものもありますし、あるいはゲラ刷りになつております。

○西村(力)委員 私のお聞きしておるものは、外務省からいろいろいただく資料、ああいう公表するものではなくて、もと機密に触れたものでも、たとえば経済情勢の問題だと通産省に必ず定期的に行く、あるいはこういう問題については内閣調査室に、あるいは外務省にというように、こういう情報

提供のルートは當時どういう工合になつておるかということです。それは必ずあるでしょう。

○田付政府委員 お答えいたします。ただいま通産省あたりとの連繋は、通商問題については情報がくるたびに通産省の方に情報を回しております。また軍事その他の情報をございましたら防衛庁の方に回しております。そのほか一般的な情報をおきましては、あるいは内閣調査室等にも情報を渡しておられます。つまり国内の情報をおきましては、あるのをわれわれの方にももらつておる、この状況であります。

○福永委員長 午前の会議はこの程度にいたしまして、午後二時まで休憩いたします。

午後二時四十六分開議  
午後零時五十六分休憩

午後二時四十六分開議  
午後零時五十六分休憩

通告がありますのでこれを許します。

稻村謙一君。

○稻村委員 私どもは、憲法調査会を内閣に設置することに反対なんです。そこで憲法調査会に対する法案に対しましては、軽々に賛成できないわけです。実は憲法問題は非常に重大なんです。われわれと自民党並びに政府側の解釈が根本的に違つておるわけなんです。ほんとうはきょう総理大臣、法制局長官に出てもらつて、いろいろお聞きしなければならぬと思ったのですが、御多忙のようありますから、田中副長官にお尋ねしたいと思うのであります。一体政府は憲法調査会をほんとうに社会党に参加をしてもらいたいという氣持があるかどうか。しばしば社会党に入つてもらうことを言つてきましたが、社会党では考えがあつて入らなかつたのです。今でもほんとうに社会党に入つてもらつて、いろいろ憲法調査会において、憲法問題に対して話し合いをしてみたいという意向があります。

○田中政府委員 お答えいたします。政府といたしましては、ぜひとも社会党の御参加をいただきますように、誠心誠意努力をいたしております次第でございます。

○稻村委員 そこで、憲法調査会は、憲法を改正することを必ずしも目的とするものじゃないのだ、憲法を改正するかしないかを調査するのだ、こういう岸首相の答弁でしたが、いずれにしろ憲法上の重大な問題は、私ども入つて実はいろいろ発言したいのです。実際はそういう考え方なんですね。ところが、政略として、どんなに正しいことでも、われわれが憲法違反であると

いう解釈に立つておる以上は、入り私くとも入れない。その点はしばしば私どもは政府に申し上げたのですが、憲法上の規定を変更する問題は、われわれは九十六条によって国会にのみあります。実は憲法問題は非常に重大なんです。そこで憲法調査会に対するわけですが、内閣に設置が根本的に違つておるわけなんです。ほんとうはきょう総理大臣、法制局長官に出てもらつて、いろいろお聞きしなければならぬと思ったのですが、御多忙のようありますから、田中副長官にお尋ねしたいと思うのであります。一体政府は憲法調査会をほんとうに社会党に参加をしてもらいたいという氣持があるかどうか。しばしば社会党に入つてもらうことを言つてきましたが、社会党では考えがあつて入らなかつたのです。今でもほんとうに社会党に入つてもらつて、いろいろ憲法調査会において、憲法問題に対して話し合いをしてみたいという意向があります。

○田中政府委員 その点は從来からもしばしば申し上げておる通りであります。しかし申し上げておる通りであります。今は、今の提案権の問題と憲法調査会の問題とは、いささか異なると思うのでございます。今の提案権の問題につきましては、今日まで申し上げておりましまして、今の提案権の問題と憲法調査会の問題とは、いささか異なると思うのでござります。今の憲法調査会そのものは、現行憲法につきましてこれに検討を加え、また調査審議をいたすといふことは、何ら違憲ではない、かように考えております。

○稻村委員 憲法調査会が提案されたとき、憲法担当の大蔵、清瀬さんによりまして、政府は、七十二条によりまして、政府は、七十二条によつて、普通の法律と同じように、やはり前例とか習慣とか慣例とか判決というふうなものでなければならぬのです。それで、そこで日本の成文憲法でも單なる法律解釈ではいけないので、不成文憲法と同様にして、假道の相違なんですかねかというだけの相違なんですね。そこで日本は成文憲法でも單なる法律解釈ではいけないので、不成文憲法と同様にして、やはり前例とか習慣とか慣例とか判決といふふうなものでなければならぬのです。そんでなければ大へんなことになるのです。現行憲法につきましてこれに検討を加え、また調査審議をいたすといふことは、何ら違憲ではない、かのように考えております。

○田中政府委員 これは非常に重大な問題です。この問題は皆さんもうだれでもお聞きになつた問題ですが、非常に重いというふうな問題です。しかしもし明治憲法時代の、欽定憲法時代であるなら大へん大きいと、いふうなことは、非常に誤解されるのか、あなたからもう一度この点を聞きたいと思うのです。

○田中政府委員 その点は從来からもしばしば申し上げておる通りであります。今は、今の提案権の問題と憲法調査会の問題とは、いささか異なると思うのでござります。今の憲法調査会そのものは、現行憲法につきましてこれに検討を加え、また調査審議をいたすといふことは、何ら違憲ではない、かのように考えております。

○稻村委員 憲法調査会が提案されたとき、憲法担当の大蔵、清瀬さんによりましては、やはり政府にも提案権があるのだ、こういう主張をされ、自民党的多くの委員の方もそういう主張をされて、この案を通したのですが、あなたもそういう解釈ですね。たとえば七十二条あなた方は提案権があると言う。われわれはないと、と言つたのです。憲法問題は九十六条であつてもらわなければならぬのであるが、どうしても憲法上の解釈を一致さ

くとも入れない。その点はしばしば私は政府に申し上げたのですが、憲法上の規定を変更する問題は、われわれは九十六条によって国会にのみあります。実は憲法問題は非常に重大なんです。そこで憲法調査会に対するわけですが、内閣に設置が根本的に違つておるわけなんです。ほんとうはきょう総理大臣、法制局長官に出てもらつて、いろいろお聞きしなければならぬと思ったのですが、御多忙のようありますから、田中副長官にお尋ねしたいと思うのであります。一体政府は憲法調査会をほんとうに社会党に参加をしてもらいたいという気持があるかどうか。しばしば社会党に入つてもらうことを言つてきましたが、社会党では考えがあつて入らなかつたのです。今でもほんとうに社会党に入つてもらつて、いろいろ憲法調査会において、憲法問題に対して話し合いをしてみたいという意向があります。

○田中政府委員 お答えいたします。政府といたしましては、ぜひとも社会党の御参加をいただきますように、誠心誠意努力をいたしておる次第でございます。

○稻村委員 そこで、憲法調査会は、憲法を改正することを必ずしも目的とするものじゃないのだ、憲法を改正するかしないかを調査するのだ、こういう岸首相の答弁でしたが、いずれにしろ憲法上の重大な問題は、私ども入つて実はいろいろ発言したいのです。実際はそういう考え方なんですね。ところが、政略として、どんなに正しいことでも、われわれが憲法違反であると

にのみよらなければならぬとわれわれは解釈し、主張しておる。ところがあれどもは政府に申し上げたのですが、憲法上の規定を変更する問題は、われわれは九十六条によって国会にのみあります。実は憲法問題は非常に重大なんです。そこで憲法調査会に対するわけですが、内閣に設置が根本的に違つておるわけなんです。ほんとうはきょう総理大臣、法制局長官に出てもらつて、いろいろお聞きしなければならぬと思ったのですが、御多忙のようありますから、田中副長官にお尋ねしたいと思うのであります。一体政府は憲法調査会をほんとうに社会党に参加をしてもらいたいという気持があるかどうか。しばしば社会党に入つてもらうことを言つてきましたが、社会党では考えがあつて入らなかつたのです。今でもほんとうに社会党に入つてもらつて、いろいろ憲法調査会において、憲法問題に対して話し合いをしてみたいという意向があります。

○田中政府委員 お答えいたします。政府といたしましては、ぜひとも社会党の御参加をいただきますように、誠心誠意努力をいたしておる次第でございます。

○稻村委員 そこで、憲法調査会は、憲法を改正することを必ずしも目的とするものじゃないのだ、憲法を改正するかしないかを調査するのだ、こういう岸首相の答弁でしたが、いずれにしろ憲法上の重大な問題は、私ども入つて実はいろいろ発言したいのです。実際はそういう考え方なんですね。ところが、政略として、どんなに正しいことでも、われわれが憲法違反であると

にのみよらなければならぬとわれわれは解釈し、主張しておる。ところがあれどもは政府に申し上げたのですが、憲法上の規定を変更する問題は、われわれは九十六条によって国会にのみあります。実は憲法問題は非常に重大なんです。そこで憲法調査会に対するわけですが、内閣に設置が根本的に違つておるわけなんで

ます。実は憲法問題は非常に重大なんです。そこで憲法調査会に対するわけですが、内閣に設置が根本的に違つておるわけなんです。ほんとうはきょう総理大臣、法制局長官に出てもらつて、いろいろお聞きしなければならぬと思ったのですが、御多忙のようありますから、田中副長官にお尋ねしたいと思うのであります。一体政府は憲法調査会をほんとうに社会党に参加をしてもらいたいという気持があるかどうか。しばしば社会党に入つてもらうことを言つてきましたが、社会党では考えがあつて入らなかつたのです。今でもほんとうに社会党に入つてもらつて、いろいろ憲法調査会において、憲法問題に対して話し合いをしてみたいという意向があります。

○田中政府委員 お答えいたします。政府といたしましては、ぜひとも社会党の御参加をいただきますように、誠心誠意努力をいたしておる次第でございます。

○稻村委員 そこで、憲法調査会は、憲法を改正することを必ずしも目的とするものじゃないのだ、憲法を改正するかしないかを調査するのだ、こういう岸首相の答弁でしたが、いずれにしろ憲法上の重大な問題は、私ども入つて実はいろいろ発言したいのです。実際はそういう考え方なんですね。ところが、政略として、どんなに正しいことでも、われわれが憲法違反であると

にのみよらなければならぬとわれわれは解釈し、主張しておる。ところがあれどもは政府に申し上げたのですが、憲法上の規定を変更する問題は、われわれは九十六条によって国会にのみあります。実は憲法問題は非常に重大なんです。そこで憲法調査会に対するわけですが、内閣に設置が根本的に違つておるわけなんで

ます。実は憲法問題は非常に重大なんです。そこで憲法調査会に対するわけですが、内閣に設置が根本的に違つておるわけなんで

ます。実は憲法問題は非常に重大なんです。そこで憲法調査会に対するわけですが、内閣に設置が根本的に違つておるわけなんで

ます。実は憲法問題は非常に重大なん





制定の経過についてというのでございましたして、すなはち日本国憲法の制定の経過に関しまして、その当時のいろいろ御関係があられました方々を参考人としてお招きいたしまして、その間の事情をいろいろ承わつておるのでござります。

それからお今後のスケジュールのようなものがあるかというお尋ねでございますが、この総会におきましては、いわゆる憲法制定の経過についてという議題のとくにおける審議は一応

前会をもって打ち切りまして、次会、すなはち第十一回からは、日本国憲法運用の実際についてという議題にいたしまして、すなはち憲法が施行されましてから今日までの十年の間に、憲法の運用に關して実際にどのような問題が起つたかということにつきまして調査、審議を行う予定でございます。

○西村(力)委員 私のお聞きしたいのは、この憲法調査会の運営について、最初論議をせらるべきはずであり、またされたらうと思います。これが非常に重大なことであったらうと思いまが、運営についての申し合せ、決定事項はどうなつておるか。

○武岡政府委員 御指摘通り、憲法調査会の運営に関しては、八月十三日及び十四日の二日にわたって行われました第一回の総会において論議せられたのでござります。その論議の結果、憲法調査会議事規則というものを制定いたしまして、今後調査会の議事を行なつていきます上での規則、やり方と申しますか、それが決定せられたのでござります。

○西村(力)委員 その際に、一番問題になつた点は、この調査会のいろいろな最終的結論をつける場合あるいは中間ににおける結論をつける場合にどうするかという点が運営上の一番のポイントであろうと思う。そのことについて私は、いわゆる憲法制定の経過についてという議題のとくにおける審議は一応

な最終的結論をつける場合あるいは中間ににおける結論をつける場合にどうするかという点が運営上の一番のポイントであるうと思う。そのことについて私は、いわゆる憲法制定の経過についてという議題のとくにおける審議は一応

主権だとなつております。ところで立憲君主國あるいは立憲共和國という分野をした場合、現在の憲法からくる

は政府の立場としてどういう工合に考へておられますか。

○田中政府委員 憲法調査会をいたしましたは、あくまでも純粹にあくまで日本の國柄というのはどうなるであります。

本日はこの程度にとどめまして、次に公報をもつてお知らせいたしました

○西村(力)委員 非常にむずかしい問題であるうと存じますが、天皇は國家の象徴でございまして、別に大統領が私たちが聞いておるところでは、相当

午後三時三十九分散会 これにて散会いたします。

結論を急ぐ方法をとる議員側の意見と、有識者諸君の結論を急がないで一定の結論を出すことを避けようとする動きが対立しておったようですが、そ

うことで申し合せが成り立つたのでござります。

○武岡政府委員 憲法調査会法の第二条によりますと、「調査会は、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する。」というのがその使命に相なつておるわけでございま

す。そこでその結果を報告するということはいかがにするかということにつきましては、ただいま御指摘のように第一回の会合の際にもいろいろ議論がござつたところでござりますが、憲法調査会としてこの調査審議をいたしました結果について、調査会としてのいわゆる一本の意見を出すか出さないかの問題につきましては、まだ別に会合

は、ああいう機関を通じまして堂々と國民の前に展開する、そうして全國民の憲法に対する関心を高めて参る、これが憲法調査会の存在理由でございま

すので、その点調査会をいたしました

○西村(力)委員 その点が日本の憲法の明確でない点でありますので、そういう点から天皇の地位が旧に戻る危険性をこの憲法調査会設定によって国民が感じる。また事実そのような改正案が自民黨の手によつて作られておる。こ

ういうことから非常に不安を持つておる。あなたの答弁を聞きまして、やはり立憲民主國だということです。そういう論議は学術的な論議になるでしょ

うが、私たちの立場の政治的論議になりますと、そういう点を明確にしておられないとから憲法調査会の行く先に非常な不安を感じることにもなるのじゃなかつておるのです。ただいま申し上げたような所存でござります。

○西村(力)委員 これで一応終ります

が、委員長、理事会で話し合いになつておられるかと思うのですが、私たちの淺

吉田元総理が憲法は改正することを要しないと発表いたしましたが、あのこ

とについて政府としてはどう考えてお

るか。これは政府というよりも自民黨の統制の問題にもなるよう思われる。ですから、自民党總裁の岸總理

にぜひ来ていただきたいと思うのです。ああいうように元総理の意見として出るということは、私たち非常に歓迎する。ですから、この際ぜひそちらの方とも

協定して提案者代表も加えまして、この次の委員会において審議を進めてい

ます。沼稻次郎外何名かで憲法調査会廃止の法律案を繼續審議にいたしておるわけ

ですから、この際ぜひそちらの方とも

お招きいたしましたが、いかがでござりますが、その次に天皇は象徴だと

迎すべきことだと思っておるのです

が、その点について憲法調査会もしく